

京都市告示第 82 号

計量法第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項及び特定計量器検定検査規則第 39 条の規定に基づき、次のとおり、指定定期検査機関による特定計量器の定期検査を行います。

平成 24 年 5 月 30 日

京都市長 門川 大作

1 定期検査を行う区域

左京区、山科区、下京区、南区、右京区及び西京区

2 検査の対象者

ひょう量が 500 キログラムを超え、5 トン未満の質量計を使用する者又は 20 台以上の質量計を使用し、質量計の所在の場所での検査を希望する者

3 定期検査の実施場所

検査の対象となる特定計量器の所在場所等

4 定期検査の実施の期日

平成 24 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日まで

5 定期検査を行う指定定期検査機関の名称

一般社団法人 京都府計量協会

(計量検査所)